資料４

第３次丹波市環境基本計画の策定方針について

１　計画の趣旨

丹波市環境基本計画は、丹波市環境基本条例第８条の規定に基づき、同第３条に示す基本理念の実現を図ることを目的に、第７条に示す基本方針を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

これまで、丹波市では平成 19 年３月に策定した丹波市環境基本計画（第１次計画）、及び平成 29 年３月に策定した第２次丹波市環境基本計画に基づき、環境施策を推進してきました。現行計画である第２次環境基本計画は、策定から 10 年が経過し、令和８年度をもって計画期間の最終年度を迎えています。

この 10 年間の間に、地球温暖化による異常気象の常態化をはじめ、社会情勢や環境問題は大きく変化しており、次期計画として、これらの変化や新たな問題に的確に対応できる、第３次丹波市環境基本計画を策定します。

丹波市環境基本条例の基本方針（抜粋）
第７条　市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を講じるものとする。
(1)環境への負荷が少ない自立・循環型のまちづくり
(2)生態系を育むまちづくり
(3)安全で健全かつ快適・文化的な環境のまちづくり
(4)地球環境の保全に貢献するまちづくり
(5)よりよい環境へ市民皆で取り組むまちづくり
(6)環境を守り育てる仕組みを確立したまちづくり
(7)前各号に掲げるもののほか、その他良好な環境の保全及び創造に資するまちづくり

○　丹波市環境基本計画（第１次計画）平成 19 年３月策定

「丹波の森と農を活かし、人と自然が共生するまち」を目指すべき将来像として定め、４つの基本目標を設定しました。

・基本目標１：自然環境の保全と再生と活用
・基本目標２：資源を大切にするライフスタイルの定着
・基本目標３：健康で暮らしやすい環境の保全
・基本目標４：全員参加で育む丹波市の環境

○　第２次丹波市環境基本計画（第２次計画）平成 29 年３月策定

目指すべき将来像を「丹波の森と農を活かし、人と自然が共生する源流のまち」と定め、４つの基本目標を設定しました。第２次計画では、目標のなかで実施する取組ごとに数値目標を導入し、“源流”にスポットをあて、生物多様性の保全や循環型社会の実現を謳いました。また令和４年３月の改定時には、SDGs との関連づけとあわせて、共通目標として「地域循環共生圏の構築」を掲げ、基本目標「地球温暖化の防止」を追加しました。

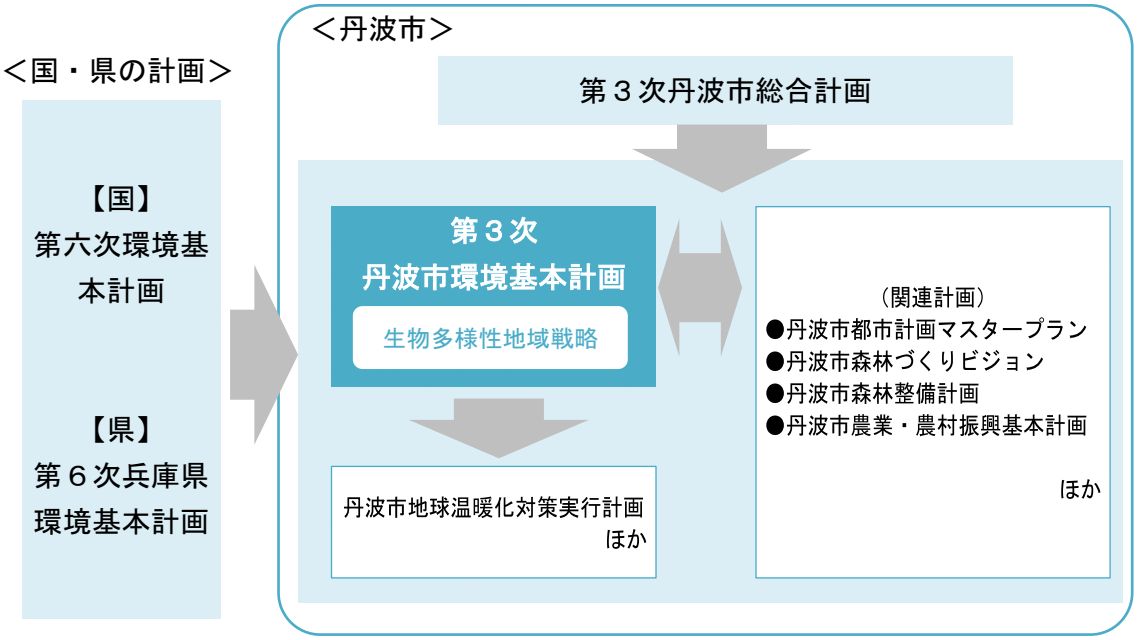
・基本目標１：“里地里山”の保全・再生と循環利用
・基本目標２：資源を大切にするライフスタイルの定着
・基本目標３：地球温暖化の防止
・基本目標４：快適で安心して暮らせる環境の保全
・基本目標５：人の輪で育む環境づくり

2　計画の位置づけ

本計画は、本市の行政計画の最上位に位置づけられる第３次丹波市総合計画を環境側面から具現化するための基本的な計画として定めるものです。

他の行政計画に対しては、環境面からの指針を示すものとなり、本市の環境政策の根幹となります。策定にあたっては、国や県の環境関連計画と整合を図ります。

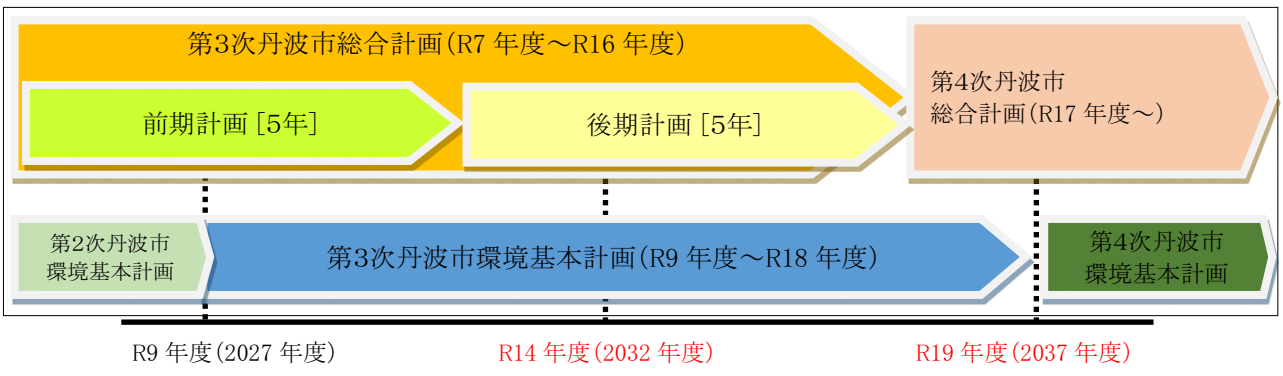
また、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略を包含した計画とします。



3　計画の期間

本計画は令和９年度から令和 18 年度までの 10 カ年計画とします。

そのため、中長期的な視点をもって、将来を見据えた計画とする必要があります。社会経済情勢の変化や科学技術の進展及びこれらに伴う環境問題が大きく変化した場合には、必要に応じ見直しを行います。



4　基本的視点

（1）第２次丹波市環境基本計画を継承した計画づくり

里地里山の保全等に代表される丹波市らしい取組を検討。

（2）しあわせ（≒ウェルビーイング）に繋げることを意識した計画づくり

高い生活の質の維持・向上のため、市民の生活に身近な環境をよりよい形で維持していくことに対する取組の検討。

（3）分野別計画との関係を意識した計画づくり

関連する各分野別の計画との整合性を確保できるものとなること

（4）生物多様性の保全を盛り込んだ計画づくり

豊かな自然環境のもとで育まれた生物多様性を保全するため、丹波市の自然環境に対する理解促進や、生態系や農林水産業等への被害が懸念される外来種防除に対する啓発などを推進する取組の検討。